

令和 6 年度宮城県青少年問題協議会

日時：令和 7 年 1 月 2 8 日（火）
午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
場所：行政庁舎 1 1 階 第二会議室

令和6年度青少年問題協議会 会議録

日 時：令和7年1月28日（火）午後1時30分～午後3時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者：市瀬智紀委員、羽田さゆり委員、尾坪博史委員、藤石伸子委員、帆足直治委員、
秋田敦子委員、齋藤辰治委員、渡辺能久委員、伊藤由美子委員、星恭典委員、
佐藤美和子委員、佐々木均委員、佐藤靖彦委員代理（千葉副教育長）、
山田代幸委員代理（大浦少年課長）
欠席委員：舘田あゆみ委員、小幡佳緒里委員、志賀慎治委員
関係課室：12課室中12課室出席
傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 長谷川副参事兼総括課長補佐

2 挨拶

挨拶：佐々木均環境生活部長

3 委員紹介

4 議 題

- （1）会長の選出
- （2）令和5年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について
- （3）「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」の策定について
- （4）その他

挨拶

佐々木部長

宮城県環境生活部長の佐々木でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より県の青少年行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本協議会は、青少年の健全育成等に関する総合的施策の検討に必要な事項について、関係者の皆様に御審議いただくことを目的に、昭和28年に設置されました。

現在の青少年の抱える問題は、児童虐待や不登校、ひきこもり、貧困、ヤングケアラーなど、様々な問題が、複雑に絡み合い、深刻化しており、早急な対応が求められているところでございます。

県といたしましても、子ども・若者の様々な課題に対して関係機関と連携・協働しながら、引き続き適切な支援にしっかり取り組んでまいります。

本日は、令和3年度からスタートしました「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）」の第3次計画に基づき実施した施策について報告し、御意見を伺うこととしております。

また、現計画の期間が令和7年度までとなっていることから、新計画の策定方針等について、事務局から御説明いたします。

委員の皆さまには、本日の議題に対しまして忌憚のない御意見や御提案などをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、この会議が、有意義な場となることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

今日は委員改選後、第1回目の協議会の開催となりますので、委員の皆様の互選により会長の選出をお願いしたいと存じます。会長選出までの間、佐々木部長が進行役を務めさせていただきます。

(1) 会長の選任について

佐々木部長

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきます。

「(1) 会長の選任について」でございますが、会長については、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、委員の互選に基づき、知事が任命するとの規定になっております。どなたか、会長として推薦する方がいらっしゃればお願いいたします。

羽田委員

市瀬委員を推薦させていただきたいと思います。

佐々木部長

ただ今、羽田委員から市瀬智紀委員の御推薦があったところですが、その他にございますでしょうか。もしなければ、ただ今推薦のあった市瀬智紀委員にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

佐々木部長

それでは、市瀬委員を会長に選出させていただきます。円滑な進行に御協力いただきありがとうございます。

市瀬委員におかれましては、会長席へ御移動願います。

ただ今選出された市瀬会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

市瀬会長

宮城県では急速に人口が減少しているにも関わらず、いじめの認知件数や児童虐待の相談件数などが増加している状況であるとともに相対的な貧困なども広がりつつあります。そのような状況の中、このような専門の方々が意見を交わすことのできる貴重な場として宮城県青少年問題協議会が存在していると考えております。

今回の協議会は次期計画である第4次計画の策定に向けた重要な会であると認識しております。

皆様には日頃から青少年の健全育成のために御尽力いただいているところですが、ぜひ皆様から専門的な知見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じますが、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、会長代理をあらかじめ会長が指名することとされておりますので、市瀬会長から会長代理の御指名を頂戴したいと存じます。市瀬会長、お願いいたします。

市瀬会長

それでは、会長代理につきましては、県環境生活部長の佐々木委員にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

市瀬会長

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

(2) 令和5年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

市瀬会長

(2) 「令和5年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」については、令和3年度から施行された「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」に基づいた施策の報告となります。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の共同参画社会推進課の赤間でございます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

資料1「令和5年度 青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」の1ページを御覧ください。

この報告書は、青少年健全育成条例第13条の規定により、県が毎年度、実施した施策の内容をとりまとめ、報告書として作成・公表するものであり、参考資料2としてお配りしております、青色の冊子「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」をもとに、令和5年度における主な施策の実施状況や主要指標の達成状況などを掲載しております。

また、公表にあたっては、本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で、行うこととしております。

2ページを御覧ください。「3 計画の期間」に記載しておりますとおり、現在の計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。また、「4 計画の対象」に記載しておりますが、この計画は、0歳から30歳未満までを対象としており、施策によっては、40歳未満までを対象としています。

3ページを御覧ください。本計画は、基本理念を「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」とし、理念に基づき「4つの基本的方向」を定めております。

4ページ目以降で、4つの基本的方向ごとに各施策の実施状況等を御説明させていただきますが、まず、24ページの「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」の推進に係る主要指標について」を御覧ください。

こちらは、本計画の主要指標について一覧としてまとめたものです。指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定期間の進捗を図るものとして、第3次計画を策定した際に、設定しております。

一覧表では、令和3年度から令和5年度までの実績、令和7年度の目標値と令和5年度における達成率を記載しております。

主要指標として21の指標を設定しており、校種別に数値を計上している計32項目のうち、22項目が前年度と比較して上昇しております。

例として、基本的方向2「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」の項目については、全ての指標で前年度を上回っており、困難を有する子ども・若者を支える体制整備が進んでいることがうかがえます。

一方、基本的方向3「子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」の項目については、指標14「インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」など件数が大きく増加している指標もあるものの、令和7年度の目標値を大きく下回っている指標もあり、引き続き子ども・若者の健全な育成のため社会環境の整備に取り組む必要があります。

個別の指標については、これから御説明する基本施策ごとに、改めて御説明させていただきます。

なお、主要指標の詳細な状況については、25ページから37ページに掲載しております。また、計画の施策体系、事業構成については資料2に掲載しております。

それでは、資料1の4ページを御覧ください。基本的方向1「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」のうち、基本施策1「心と体の健やかな育成支援」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。まず番号3「学力向上推進事業」についてですが、小学6年、中学3年を対象に実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習指導の改善・充実等に役立てることができるよう、調査問題についての解説や指導のポイントを動画で配信しました。また、学力向上緊急プロジェクトチームを立ち上げ、県内3校で指導主事による授業公開を行うとともに、授業の様子を動画にまとめ、研修で活用しました。

続いて4「体力・運動能力向上センター事業」を御覧ください。こちらは令和4年度まで「みやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト」として実施していた事業ですが、令和4年度の全国体力・運動能力調査で体力合計点が小中男女全てで過去最低となったことから、令和5年度に「体力・運動能力向上センター」を新たに設置し、各種会議や研修会を開催したほか、コーディネーターの派遣等を行いました。

次に、基本施策1の主要指標の状況について御説明します。

5つの主要指標のうち、指標4「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値との差」については、男女ともに前年度を上回り、令和7年度の目標値に近付きました。令和5年度から開始した「体力・運動能力向上センター事業」において、専門的な知見を有するコーディネーターが県内全ての公立小中学校を年2回訪問し、学校のデータや課題等をもとに助言を行ったほか、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、学校体育の活動制限がなくなったことから運動機会に一定の回復があったことなどが要因と考えられます。

続いて、「(2)基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供」について主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。番号8「ネクストリーダー養成塾事業」は、県内の中学生を対象に、知事や各分野で活躍されている方々の講話、同世代の仲間とのグループワークなどを通して、将来の夢や目標について考えてもらうきっかけづくりとするとともに、次代のリーダーを育成するため実施しております。令和5年度は宿泊研修とオンライン研修を実施し、中学生48名が受講しました。

続いて、基本施策2の主要指標について、前年度を上回ったものは2指標あり、このうち、指標7「新規高卒者の就職内定(決定)率」については、高い水準を維持しており、令和5年度については、選考・採用内定が現行の時期となった昭和63年3月以降で過去最高の数値となりました。

指標8「意見募集事業へのネクストリーダー養成塾卒塾生の参加率」については、前年度と同様に45名のネクストリーダー養成塾卒塾生が参加したものの、募集チラシの送付数を増やすなど広く周知したことで、意見募集事業の回答者数が67名から94名に増加したことから、割合としては減少したものです。

基本的方向1の説明は以上となります。

続きまして、11ページを御覧ください。

「基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」、「(1)基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

14ページを御覧ください。10「児童生徒支援体制充実事業」では、学校に登校していない児童生徒に対する学校の取組を支援するため、訪問指導員の派遣や在学青少年育成員の教育事務所への配置など、不登校児童生徒に向けた多様な支援を行いました。

11「みやぎの若者の職業的自立支援対策事業」では、若年無業者等が経済的・社会的に自立できるように、若者サポートステーションの運営支援などを行いました。

続いて基本施策3の主要指標について御説明します。3つの指標とも、前年度を上回っており、指標10「不登校児童生徒のうち、学校内外学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」の指標では、「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「不登校等児童生徒学び支援教室」の設置等により、小学校、中学校ともに前年度の数値を上回りました。

指標11「地域若者サポートステーションにおける新規登録者数」の指標では、新規登録者数が過去5年間で最多となりました。

続きまして、15ページを御覧ください。「(2)基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。12「薬物乱用防止教室の開催」については、各警察署に配置された少年警察補導員を中心に、小・中・高等学校において児童・生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催しました。

13「児童生徒支援体制充実事業」については、いじめ防止につながる取組として、いじめ防止動画を募集し、優秀作品をテレビCM等で広く公開するなど、児童生徒によるいじめ防止に向けた主体的な取組を行いました。

次に基本施策4の主要指標の状況を御覧ください。指標12「小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率」については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類になり、集合型の行事の制限が緩和されたこともあり、各校種において開催率が上昇しました。

指標13「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合」についても、前年度を上回っております。教職員が意図的に児童生徒と関わる様子を把握している学校の割合が小中学校ともに約9割と高く、学級担任等の教職員が児童生徒一人一人の様子に配慮していることがうかがえます。

基本的方向2の説明は以上となります。

それでは、18ページを御覧ください。

「3 基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」、「(1) 基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

19ページを御覧ください。14「インターネットフォーラムの開催」については、青少年がネットトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネット安全安心利用の啓発を図るため「インターネット安全安心利用フォーラム」を開催したほか、スマートフォン等の適切な利用方法を学ぶ啓発リーフレットを作成し、県内の全小学6年生に配布しました。

次に基本施策5の主要指標の状況を御覧ください。

指標14「インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類となったことにより外部講師による講話依頼が増加傾向にあり、インターネット安全利用に関する講話件数は令和3年度7件、令和4年度12件と比較して令和5年度は23件と増加しました。

指標15「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合については、前年度の数値を下回りました。テレビゲームやスマートフォン等を使用する時間が増加しており、生活習慣の乱れが生活面だけでなく学習面等にも影響を及ぼすことを踏まえ、スマートフォン等の適切な使用について、児童生徒や保護者に対する意識啓発を継続して実施する必要があります。

続いて、20ページ(2)「基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

21ページの18「協働教育推進総合事業」では、地域と学校の連携・協働を推進するため、協働教育コーディネーター研修会や協働教育研修会などを実施しました。また、子供の教育活動を支える企業・団体・個人等として登録された「みやぎ教育応援団」と学校・行政が情報交換等を行う「マッチング会議」を開催するなど、地域全体で子どもたちを支援する体制の強化を図りました。

次に基本施策6の主要指標の状況を御覧ください。指標17「10日以上授業公開日を設定している学校の割合」については小学校では前年度の数値を上回ったものの、中学、高校については前年度の数値を下回っております。社会に開かれた教育課程が求められていることから、保護者や地域の理解を深める取組や学校公開の実施形態等について一層の工夫が必要であると考えられます。

基本的方向3の説明は以上となります。

それでは、22ページを御覧ください。基本的方向4「子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」、(1) 基本施策7「地域における多様な担い手・サポーターの養成支援」について、主な施策の実施状況や主要指標の達成状況の中から抜粋して御説明させていただきます。

19「子ども・若者支援地域協議会」については、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関のネットワークづくりや強化を図りました。令和5年度は、圏域ごとに実施する実務担当者部会を年2回開催し、支援機関同士の顔の見える関係性づくりに努めました。

20「青少年育成支援者養成事業」については、地域における青少年健全育成活動の充実を図るため、県内5地区で「地域研修会」を開催したほか、各種研修会を開催し青少年推進指導員の資質の向上に努めるとともに実行力及び指導力の強化を図りました。

続いて、23ページを御覧ください。19「子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議への参加機関数」については、前年度の数値を上回り、令和7年度の目標値も上回りました。令和5年度は国の事業を活用し、こども家庭庁のアドバイザーに講師を依頼したほか、参加機関にアンケートを実施

し、希望テーマに沿ったグループワークを実施するなど、参加者のニーズに応えた事業内容となるよう努めました。今後は協議会の関係機関の連携や関係性強化のため、協議会の内容等のより一層の充実を図っていく必要があります。

21「内閣府等主催研修事業への参加率」については、前年度の数値を大きく下回りました。「相談業務研修」及び「相談業務上級研修」については、オンライン研修2日、東京都での現地研修3日の計5日の全日程への参加等の要件により、参加が見送られたものではないかと推察されます。令和5年度は「子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議」の回数を2回にし、こども家庭庁のアドバイザーによる研修やグループワークを行うなど、研修機会の確保に努めたところですが、引き続き、各種研修事業への参加を促進することにより、支援者の専門性の向上や質の向上を図っていく必要があると考えております。私からの説明は以上となります。

市瀬会長

資料の取りまとめ、本当に御苦勞様でした。担当課室の皆様には改めてお礼申し上げたいと思います。昨年度から改善が見られる部分もあれば、まだまだ課題が見られる部分もあるのではないかと思います。委員の皆様から御意見等ありましたらお願いします。

市瀬会長

まず私から質問させていただきます。報告書の14ページの「10 不登校児童生徒のうち、学校内外学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」の指標の数値が上昇しているのは非常に喜ばしいことではないかと思えます。この件に関して、子どもの心のケアと学びの支援教室の説明をいただいたところですが、学校内外の学びの場というのはこの二つの事業をカウントしたものか、それとも学校内外の多様な学びの選択肢をカウントしたものか担当課より御説明をいただければと思います。こちらについては義務教育課にお願いしてもよろしいでしょうか。

義務教育課

学校内外の学びの場についてですが、各市町村が設置している心のケアハウスの他、各学校内にある学び支援教室であったり、ICTを活用した学習支援であったり、訪問指導員が各家庭に訪問をして学習をしている場合もあります。また、あわせてフリースクール等民間の施設に通っている子どもも学習支援を受けていることもあり、学校と共有しているものに関しては校長の判断で出席扱いとなっておりますので、そのようなものを含めて学習支援を受けているという状況となっております。

市瀬会長

ありがとうございます。学校内外の多様な学びの場に参加している生徒が含まれているということがわかりました。その他に質問等ございますか。伊藤委員お願いします。

伊藤委員

19ページの指標15「「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合（小学5年生）」の数値が減少しているという残念な結果となっておりますが、約束をするときに子どもの意見を踏まえて約束すれば守れないこともないのではないかと印象を持ちました。家庭や学校が子どもの意見も踏まえた約束の仕方をしているのか、何か情報がありましたら提供いただければと思います。

市瀬会長

子どもが主体的に判断して、スマートフォンを使用できるようにということだったかと思えます。こちらは義務教育課にお聞きできればと思います。

義務教育課

スマートフォンの所持率、使用率、使用時間については増加している状況となっております。また、低学年の子どもたちもスマートフォンの所持率が上がり、使用時間も増えているような状況となっております。学校ではスマートフォンの使用についての教室を開催することやPTAとの懇談会や保護者会等を通じて、使い方やルールを守って使うことなどの啓発に努めているところですが、ルールを守って使用することにつながっていないケースも見受けられます。御意見を頂戴したところですので、参考にしながらさらに保護者への啓発や子どもたちの指導等に努めてまいりたいと考えております。

市瀬会長

その他の質問等はございますか。

星委員

13ページの石巻圏域子ども・若者総合相談センターについてですが、令和5年度は新規で79件の相談が寄せられているところですが、昨年度から比べると件数は増えているのでしょうか。また、相談内容の部分で情報があれば教えていただきたいです。

市瀬会長

もしデータがあればお願いいたします。

事務局

資料として手元にあるのが、相談延べ件数になりますので、そちらについて御説明させていただきます。令和5年度の石巻圏域子ども・若者総合相談センターの相談延べ件数は1,550件、令和4年度は1,565件でしたので、15件の減少という形になります。当センターは平成30年度に開設しておりまして、年度ごとの変化をたどりますと年々上昇傾向にあって、令和4年度の1,565件が最も多い件数でありまして、高い水準で推移しているということになります。相談内容の内訳として多いのが不登校、家庭問題、ひきこもりなどの件数が多い傾向となっております。その中でも重複した課題を抱えて相談に来られるという方が多くなっています。

市瀬会長

ありがとうございます。具体的な数字を把握することができました。それでは他にございますか。尾坪委員お願いします。

尾坪委員

指標10「不登校児童生徒のうち、学校内外学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」ですが、小学校では先生が段取りしてリモートを利用してクラスと一緒に授業を受けることができるような取組もしていますし、子ども同士も余計に気にしないで過ごし、休憩時間には挨拶などもして過ごしているところでもあります。また、保護者に関しては同じ小学校、中学校では気まずいなどといったところもあるかもしれませんので教育事務所が交流の場を設けるようなサポートをしていただけるとお互いに悩んでいるところを共有できると思いますので、引き続き取り組んでいただければと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。ICT等を活用した支援、教育事務所単位による支援について御意見頂戴しました。ICTで遠隔で操作する場合には先生方の御負担の声などはあるのでしょうか。

尾坪委員

先生方のスキルにもよると思うのですが、スキルを持っている先生の集まっている学校はスムーズに活用できている。一方で、特に中学校において学校によっては上手く活用できていないのではないかと思います。

市瀬会長

貴重な情報ありがとうございます。それでは他に質問等はございますか。

千葉副教育長

今お話しに挙げた教育事務所ですが、宮城県では5つの教育事務所がありまして、学校への指導等を行っているところですが、児童生徒指導ネットワーク事業という事業において、事務所ごとに保護者情報交換会を開催して、不登校等で悩んでいる保護者同士で情報交換を行っています。例えば仙台教育事務所管内だと年3回実施しており、毎回15名ほどの方が参加されております。参加された保護者からは悩みを共有できた、安心感につながったといった声をいただいております。

一方で、学校から情報が届いたときに、初めて情報交換会に行く際のハードルが高いようですので、引き続き本庁と教育事務所と連携していければよいと思っております。

市瀬会長

ありがとうございます。プライバシーへの配慮は必要かと思いますが、保護者情報交換会に参加された保護者がネットワークを作り、関係性が続いていくということもあるのでしょうか。

千葉副教育長

仙台教育事務所で開催されている会議では毎回参加されている保護者もいます。正確に把握はできておりませんが、おそらく保護者同士でネットワークを作られているのではないかと思います。また、義務教育課からの説明もありましたが、市町村ごとにみやぎ子どもの心のケアハウスを設置して運営しておりますが、仙台市を除く34市町村に心のケアハウスを設置しております。それによりなかなか学校に登校することのできない子どもを支援したり、家から出ることのできない子どもにアウトリーチ訪問をして、ケアハウスに来てもらったりしています。その他、保護者に集まっていって情報交換会のような取組もしております。そのような形で様々な場面を活用して子どもや保護者に関わっていくことができればよいと考えております。

市瀬会長

ありがとうございます。保護者も参加することができるよう取組を御紹介いただきました。それでは羽田委員お願いします。

羽田委員

ひきこもり支援のビジネス目的の悪徳業者が全国的に話題になっておりまして、本県における状況をお聞かせいただければと思います。

市瀬会長

ひきこもり支援に関する悪徳業者に対してどのように対応していけばよいかという質問でした。

精神保健推進室

支援をする過程の中でそういった情報をお聞きすることはあるのですが、当室でそういった実態の把握は行っておりません。

秋田委員

高額なお金を払ってお子さんを社会に送り出しますといったようなサービスがあり、上手くいかなかったお子さんたちが一時期、ひきこもり支援センターに相談に来たケースが多かったです。そちらのサービスは、例えば東京のほうにあって、何百万とお金を払うと、複数人で訪問し、ホテルも用意し、ある日突然車に乗せられ連れていかれる。そこにお子さんが馴染むかという点と逆に、親から見捨てられ、お金で売られたという気持ちが残ってしまい、その後の心のケアにかなり時間がかかりました。

先ほどの不登校の話に戻りますが、保護者会の情報交換会というのはとてもいいことだと思いますが、単発的に開催するのではなく、継続して開催していくことが大切だと思います。親御さんは子どもを早く元に戻したい気持ちで、色々な情報を目にしては、様々な支援機関を訪れる時期があります。ところが、繋がらずにそのまま中断してしまうケースが多々あります。藁にでもすがる思いで相談機関を訪れる御家族は何を求めているかというと、親が今困っていることに対しての的確な答えを求めているのですが、お子さんが登場しませんので、支援者にとっても難しさがあり、しばらく様子を見ることを促すしかなかったこともあったと思います。御家族の困り感をより具体的にしながら、子どもの心の中を御家族がしっかり理解していくプロセスをどう作れるかが支援者に必要になってきます。長期戦になることも見据えて、御家族が安心して子どもに接することが出来るよう、御家族を労いながら御家族の元々持っている力を取り戻し、エンパワーメントを高めるような工夫を盛り込みながら、相談を継続していくわけです。家庭が安定することでお子さんが動き出す喜びを楽しみにしていただくと良いですね。そのためには支援する側がしっかり親御さんを受け止め、様々な工夫とアイデアを提供出来るシステムが必要ですので、そのためには教育と福祉を分けて考えるのではなく、教

育と福祉の垣根を取り外し、ひとつのつながりであると捉えることが大事だと思います。教育の年代が過ぎてしまうと暫く間が空き、その後福祉のほうで担当となるからです。そこを途切れない支援にするために、関わる教育機関と福祉機関、支援者が横に連携しながら研修する機会が実現することを期待します。一人の困難を抱えた子どもの人生は途切れることはなく、続いていくわけですから、私たち支援者が途切れずにいたいと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。将来に向けてのシステムの構築に関わってくるのではないかと思います。まず保護者情報交換会に関わる方々のスキルの向上や不登校に関する具体的な情報を提示できるのかといったところと学校教育の年齢を過ぎた時にどうそれを福祉につないでいくのかといったところですね。いかにワンストップの相談体制を構築できるかといったお話だったと思います。

秋田委員

私どもが今行っている訪問活動についてですが、来所が難しい方については地域の市民センターを借りて出前相談を行っております。御自宅に近いところで、相談者さんが楽に足を運べるようにしており、お子さんの困りごととかの相談を受けています。しかし、今マンパワーがすごく不足していることが課題になっています。

市瀬会長

ありがとうございます。地域に出向いていって相談を受けるためには予算もかかりますし人員も必要ということですね。なかなかそこまでできていないというのが現状ということですね。

その他、御意見等あればお願いします。佐藤委員よろしくをお願いします。

佐藤委員

臨床をして感じるのは、不登校だという主訴でクリニックに来られるのですが、検査をしてみると発達障害がベースにあるというケースが非常に増えていて、不登校のベースに何があるのかということとは把握できているのでしょうか。私が携わっている臨床の感覚だとものすごく発達障害が増えている。発達障害の子が思春期になってきて人と関わりたくなくなってきているとか、先生の威圧的な態度が嫌だとか、そういったことで不登校になってしまって病院に行くというパターンがものすごく増えていると感じます。もっと子どもの内情や背景を把握していかないと上手くいかないのだろうと思います。心のケアハウスにいる職員の方ももっと発達障害などを理解していただかないと子どもが傷ついてしまったりしてしまうと思うので、不登校のカウントだけではなく、不登校になったケースの背景などを把握することでもっと手の打ちようがあるのではないかと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。不登校児童生徒が発達障害の診断を抱えているのかわからないことにより、不登校と発達障害の関係がクリアにわからないという点があるのではないかと思います。不登校の背景や分析などがわかるようなデータをお持ちの方がいらっしゃいましたら、お聞かせいただければと思います。

秋田委員

不登校のお子さんですが、発達障害の子が多いのではないかと思います。親が認めないとか、親が検査を渋るとか、もう少し大きくなったら順応するのではないかとという部分があって、学校の先生も検査を勧めたりしづらいのではないかと思います。そのような形で、不登校のベースには発達障害があり、その子たちがその後不登校、ひきこもりになったときに二次障害が出てきている。例えば強迫性障害であったり、統合失調症であったり。元々ベースには発達障害があって、気がついたときには二十歳を過ぎている。その方たちが病院の検査を受けて、診断を受けるというのはお医者さんも少ないので難しいなと感じております。そこが上手くいくようなシステムができればいいなと思っております。

市瀬会長

非常に重要な御指摘をありがとうございます。不登校の特に低年齢、低学年のうちに適切な診断を

受けていれば成長してから精神的な障害を患うこともなく済むのではないかというお話しでした。もし他に不登校の児童生徒に関する働きかけなどの情報をお持ちでしたら提供をお願いします。

帆足委員

現場の声からすると今お話しいただいたとおりで、発達障害があるなど思っても教員からはアプローチできません。もしアプローチすると違う面で逆に訴えられることがありますので、なかなか言うのが難しい。しかし、最近はスクールソーシャルワーカーの存在がクローズアップされてきておりますので、外部の方に来ていただいて、社会のこういう施設につなげると解決できますと言っていただくことで状況が動き出すことにつながった事例が何件かありましたので、そういった取組を広げていくという手はあると思います。

市瀬会長

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカー等と接触する機会をつくれば不登校の児童生徒関係のことが改善されるのではないかといったお話しでした。

千葉副教育長

今教育と福祉の連携というのは非常に重要だと思っておりますが、学校教育が家庭に入るのはなかなか難しい部分がありまして、学校で在籍しているからには何かしらの働きかけはしたいのだけでも踏み込めない部分があって、難しいなと感じています。市町村教育委員会でも今まで教育委員会だけでやってきたのですが、市長部局等と連携して、学校に登校できないような子どもや家族たちへの支援を行ったりしています。私たち県教育委員会も保健福祉部、環境生活部と連携を進めているところです。今スクールソーシャルワーカーの話が出ましたように全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置していますが、とても有り難いという話を聞いています。また、市町村によっては医師が家庭と市町村のケアハウスをつないでいるというケースもありますし、地域によっては地域の方が家庭とケアハウスをつないでいるといった事例もあります。

市瀬会長

御意見ありがとうございます。現状では様々な課題がありますが、ぜひ地域の青少年の健全な育成を前進するために学校教育と保健福祉との連携の強化が必要ではないかと思います。

それでは時間になりましたので、次の議題に移りたいと思います。もしまだ質問等ありましたら、後ほどお願いしたいと思います。それでは事務局から御説明をお願いします。

〔（３）「青少年の健全な育成に関する基本計画（第４次）」の策定について〕

事務局

それでは、青少年の健全な育成に関する基本計画（第４次）の策定について御説明いたします。資料は、資料３から資料５のほか、本日机上に配布しております「諮問書」を御覧ください。

はじめに、本日お配りしております「青少年の健全な育成に関する基本計画の策定について（諮問）」を御覧ください。県は、青少年健全育成条例に規定する「本県の青少年の健全育成施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」、および「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）」を策定しています。現在策定している計画は、令和７年度で終期を迎えることから、新たな計画を策定する必要があります。このため、条例第１１条第３項の規定により、本協議会へ意見を求めるものです。

続いて、資料３を御覧ください。先ほど御説明させていただいたとおり、現在の第３次計画は令和７年度が最終年度となることから、第４次計画について御審議いただくものです。「１ 第４次計画策定の位置付け」については先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

「２ 計画の骨子案」を御覧ください。「（１）計画の期間」については、これまでの計画期間および新・宮城の将来ビジョンとの整合から、令和８年度から令和１２年度までの５年間としたいと考えております。

「（２）計画の趣旨」といたしましては、青少年をとりまく社会環境が年々変化する中で、不登校やいじめ、子どもの貧困、ヤングケアラー等、複数の問題が複雑に絡み合い、深刻な状況となってい

ます。次期計画ではそのような問題に対応するため、現行計画の趣旨を維持しながら、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を勘案した内容とする予定でございます。「(3)計画の基本理念」については、現行計画の基本理念の考えを継承しつつ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の内容等を勘案し、検討したいと考えております。「(4)施策体系」についてですが、現行計画では4つの基本的方向、7つの基本施策、11の取組、4つの重点項目を定めております。本計画については、改定毎に計画の基本的方向等について見直しを行っており、次期計画の策定にあたって必要に応じ体系の見直しを図るものとしたします。

資料3の裏面を御覧ください。策定のスケジュール等について御説明させていただきます。本日、次期計画の策定について諮問いたしました後、来年度は3回、本協議会の開催を予定しております。本計画の策定にあたっては、県議会の議決が必要であることから、令和8年2月定例会に最終案を提出する予定です。例年は、本日のような協議会は年1回の開催ですが、計画策定年度である来年度は3回の協議会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、御出席の程よろしくお願いいたします。なお、具体的な検討にあたりましては、「青少年問題協議会基本計画調査部会」を開催し進めていくこととしております。

次に、資料4「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））の枠組み（案）」を御覧ください。左から「こども大綱」「第4次計画（新計画）」「第3次計画（現行計画）」の順に記載しております。まず、左側「こども大綱」の下に記載しております「根拠法令」を御覧ください。2つ目に記載している「子ども・若者育成支援推進法」において、都道府県子ども・若者計画の策定にあたっては、「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案することとされております。一方、その上に記載しております、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、「子ども・若者育成支援推進大綱」が「こども大綱」に統合されたことから、次期計画の策定にあたっては、「こども大綱」の内容を勘案して検討を行うこととなります。まず、こども大綱の一番上に記載している「こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」」について、「置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ」「将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」という視点は、本県の子ども・若者育成支援計画で推進する「青少年の健全な育成」において重要な視点であり、現行計画の基本理念「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」にも通ずるものであることから、これらを勘案して次期計画の基本理念を検討してまいりたいと考えております。

続いて新計画の「基本的方向」についてですが、現行計画では、4つの基本的方向を設定しております。「こども大綱」において、「基本的な方針」は6項目定められております。この中で、本県の青少年の健全な育成を推進する上で特に重要と考えられる項目を、次期計画で推進する「基本的方向」として設定したいと考えております。

まず、「こども大綱」の「基本的な方針」④のうち、赤い文字で着色している「全ての子ども・若者が幸せな状態で成長」という部分については、現行計画で基本的方向1としている「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」に関連しているものであり、不登校出現率が依然として高いことや学力学習状況調査結果の現状等を踏まえ、より一層推進していくべき項目として、基本的方向1「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」としたいと考えております。

続いて、「こども大綱」の「基本的方針」①及び②のオレンジ色に着色している部分、「子ども・若者を権利の主体として認識し」、「こどもや若者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」という視点については、現行計画の基本的方向1の中の「基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供」に関連する部分でございます。

こども基本法やこども大綱においては、子ども・若者の意見表明機会の確保や社会参画の推進などが非常に重要視されており、本県においても取組を推進する必要があると考えております。

また、子ども・若者が県内で活躍できるような社会環境をつくるのが、若者の県外流出防止にもつながると考えられることから、現行計画では基本的方向1の1つの施策として位置付けていた内容を、基本的方向2「未来を担う子ども・若者の活躍を促進する」として検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「こども大綱」の「基本的方針」③の青色に着色している「切れ目なく対応し、十分に支援する」という視点については、現行計画で基本的方向2としている「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」に関連する部分でございます。子ども・若者が抱える課題が複合的で複雑になる中、年齢の切れ目や制度の切れ目によって支援が途絶えることのないよう、関係機関が連携して支援

に取り組む必要がございます。また、家族の中の問題として見えづらかった「ヤングケアラー」が社会問題として顕在化され、従来の枠にとらわれない多面的な支援が必要となっております。そこで、現行計画の基本的方向2に「切れ目なく」という視点を加え、基本的方向3「困難を有する子ども・若者やその家族を切れ目なく支援する」として検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、「こども大綱」の「基本的方針」④および⑥の緑色に着色している「良好な生育環境を確保し」、「関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」については、現行計画の基本的方向3及び基本的方向4に関連する部分でございます。昨今、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化していることが問題となっておりますが、闇バイトをはじめとする有害環境から子ども・若者を守るためには、地域、学校、家庭が連携し子ども・若者を支えるネットワークを築くことが重要であり、そのためには子ども・若者を支える担い手の協力が必要になってまいります。子ども・若者が安心して生活できる社会環境を整備するために、現行計画の基本的方向3と基本的方向4の視点を合わせ、基本的方向4「子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」として検討を進めてまいりたいと考えております。

次期計画の策定に当たっては、このような視点を踏まえながら、計画の中で推進する取組等、具体的な施策を盛り込んでいきたいと考えております。

委員の皆様には、お示しいたしました枠組み案等を元にいたしまして、様々な御意見をいただき、次期計画の策定にお力をいただきたいと存じます。

なお、御意見がございましたら本日この場でいただければと思いますが、本日御発言できなかったお話がございましたら、本日お配りしております回答様式「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」に関する意見について」に御記入いただき、2月28日までに事務局までお送りいただければと存じます。様式については、本協議会終了後、データでもお送りさせていただきますので、必要に応じて御活用ください。本日欠席された委員の方にも、同様に回答様式をお送りいたします。

今後の計画案の策定に当たりましては、詳細な検討を行うため、基本計画調査部会を設置し、審議を行いたいと考えております。

資料5を御覧ください。青少年問題協議会条例第3条の規定により、青少年問題協議会が審議を行うにあたり必要な調査検討を行うため、臨時委員を置くことができるとされております。本計画の策定にあたり詳細な検討を行うため、過去の計画策定時においては、条例第3条に基づく臨時委員を任命し、計画の検討を行う「青少年問題協議会基本計画調査部会」を設置しております。次期計画の策定にあたりましても、過去の計画策定時と同様、調査部会を設置し、調査部会で検討した内容を元に、本協議会において計画策定に係る審議を行っていただく予定でございます。

調査部会の委員につきましては、「4 委員案」に記載しております5名の皆様をお願いしたいと考えております。本協議会の委員から3名、子ども・若者支援団体及び学校教育現場から2名の計5名の方を臨時委員である調査部会委員として任命させていただく予定でございます。事務局からの説明は以上です。

市瀬会長

新計画策定の流れ、スケジュール等について御説明いただきました。資料4に記載のある基本的方針及び4つの基本的方向等について御説明いただきましたがそれらについて御意見等がありましたら伺いしたいと思っております。また、それに伴い基本計画調査部会が設置されますが、そちらについても御意見ありましたら頂戴したいと思っております。藤石委員よろしく申し上げます。

藤石委員

社会的養護の子どもたちのことを考えたときに若者たちが自立をするとなったときに、どうしても頼れる保護者や家がないので、家と会社がセットの寮付きの仕事を選択することが非常に多いです。そのときに色々な特性があったりすることがあり、仕事を無くしたときに家を一緒に無くしてしまします。そういった相談が毎年のように寄せられます。家がなくなった、お金もないと。例えば県の公営住宅のようなものに空きがあるのであれば、そういった子どもたちの避難場所になっていけばいいのではないかと思います。今のお話は新計画の基本的方向で言えば3か4なのではないかと思います。社会的養護の子どもたちだけでなくチャイルドラインに相談のある子ども・若者の中には家庭の中で虐待が起き、孤立しているのが現実です。

先ほど発達障害の話をしていましたが、チャイルドラインにも南部・北部アーチル（仙台市発達

相談支援センター）に連れていくと発達障害ギリギリで相手の言っていることがわからない、相手の気持ちがわからない、そういうところで失敗を繰り返してしまっているということが多いなと思います。なので、どこにも行き場のなくなった若者たちが一時的にでも住めるようなところがあったら先ほど申し上げたような問題は解決していくのかなと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。第4次計画の策定に向けて課題を提示していただけたと思います。今お話しいただいた内容を新計画へ取り入れていけたらと思いますが、もし担当課で情報等がありましたらお願いしたいと思います。

事務局

ただ今お話しいただいた県営住宅のような設備のことになりますと土木部が所管しておりまして、本日はお呼びしておりません。出た意見については今後も県の内部で共有しながら進めていきたいと思っています。

市瀬会長

重要な課題について御提示いただきありがとうございます。他に御意見がありますでしょうか。尾坪委員お願いします。

尾坪委員

こども計画の話になりますが、都道府県においても努力義務で策定することとなっていると思うのですが、宮城県においてはどのような状況となっておりますでしょうか。

市瀬会長

県独自のこども計画についてどのような状況となっておりますでしょうか。

事務局

こども大綱に基づきまして都道府県のこども計画を策定することになっておりまして、保健福祉部において策定の準備を進めているところではあります。

子育て社会推進課

県のこども計画については現在策定作業を進めておりまして、今年度中に策定する予定となっております。

市瀬会長

こども計画の件について確認ができました。他に質問等がありましたらお願いします。

尾坪委員

第4次計画の中でもこども大綱の内容を盛り込むような形となりますでしょうか。

事務局

第4次計画においてもこども計画との整合性を図りながら、庁内全体で子ども・若者の支援を推進し、連携しながら進めていきたいと考えていますので、関連する計画としてこの中に位置付けていく予定であります。

市瀬会長

ありがとうございます。それでは伊藤委員お願いします。

伊藤委員

障害児の放課後デイサービスの活動をしておりませんが、学校には行けないが、デイサービスには行くことのできる子どもが少なからずおります。デイサービスに通う中で少しずつ学校に行けるようになっていく部分もありますので、そういった広がり方もあるのかなと思いますので、そういった部分

も反映できればいいのではないかと思います。

市瀬会長

放課後デイサービスからまた学校教育に戻っていくことができるような道筋について、御検討いただければと思います。

事務局

今お話しいただいた内容が教育と福祉の連携などにつながってきますので、次期計画においてもそういった視点を意識しながら検討していきたいと思います。

齋藤委員

こども大綱の基本方針⑥に該当するのかなと思いますが、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視するという事で、県民会議もしくは青少年健全育成市民会議が各市町村にあるのですが、市町村によって教育課にあるところもあれば生涯学習課配置をされているところがあります。私は石巻市の教育課に関わりつつ生涯学習課にもお世話になっておりますが、子どもたちのためにもっと連携が図られたらよいと思います。私の行っている活動はボランティアのような部分がありますが、活動している年齢の平均が60代、70代ということもあり、次の後継者を考えたときに、PTAなどの団体との連携も必要になってくると思います。今後も連携の強化の検討をよろしくお願いいたします。

市瀬会長

県民会議、市民会議の連携の強化についてお話しいただきました。渡辺委員お願いします。

渡辺委員

基本的方向4について、闇バイトと明記されているのですが、ネットの中で罪悪意識があまりなく、悪いと思わずに入ってしまったのが闇バイトだったり、薬物などだったりだと思うので、若い人たちに急に近づいてくる状況なのかなと思います。第3次計画ではインターネットに関する非常に強いメッセージがあるので、新計画においても若者に対し、強いメッセージ性を盛り込んでいただけるとよいのかなと思います。

市瀬会長

社会環境整備の中にメッセージ性を込めるとのことでしたが、現在事務局で考えられていることがありましたら御説明いただければと思います。

事務局

社会環境の整備について、資料の中では闇バイトについて簡単に表記しておりますが、今後計画を策定していく中では、闇バイトに至る前段階のインターネットの利用の仕方や、県警と連携した犯罪を未然に予防するような取組ですとか、犯罪をしてしまった方に対する対応等について長期的な取組が必要になってくると思いますので、各部局縦割りではなく連携して取り組んでいく必要があると考えております。基本的方向、基本施策や取組を今後検討していく中で、メッセージ性という視点も意識して検討を進めてまいります。

市瀬会長

インターネットの課題を引き続きベースに置きながら、メッセージ性を含めて社会環境の整備を進めていくということですね。また、その際には県警との連携が非常に重要になってくるということですが、もし少年課のほうで何か情報をお持ちでしたらお願いします。

大浦少年課長

闇バイトについてですが、イメージとしてインターネットやSNSから興味本位ということが多いのかと思うのですが、令和5年度の特種詐欺の実績ですと、闇バイトは8人おりますがSNSを通じて犯罪に加担した方は2人、知人・友人からの紹介が6人となっています。令和6年の特種詐欺による検挙は7名おりますが、SNSを通じて犯罪に加担した方は1人、知人・友人からの紹介が6人と

なっています。ということで、実際には知人・友人からの紹介が多い結果となっております。よく大麻の乱用においてはインターネットによるところが多いように感じられますが、こちらでも圧倒的に知人・友人の紹介が多い結果となっております。インターネットやSNSはしっかりおさえなければいけないところですが、知人・友人の存在についても何とかしなければいけない状況となっております。

例えば学校で非行防止教室を開催したりしながら、インターネットやIT関係が得意なひきこもり少年をどうするかということも考えなければいけない。また、検挙したものについては県内在住の子は少ないです。件数としては宮城県警で検挙しましたが、他県から来た少年を検挙してきたケースが多いです。傾向としてはそのような傾向となっております。

市瀬会長

具体的な数字も交えて状況をお伝えしていただきました。ありがとうございます。千葉副教育長お願いします。

千葉副教育長

不登校についてですが、平成28年度に教育機会確保法が出て、不登校は問題行動ではない、学校に登校することだけが目標ではないということになってきて、社会的にも学校だけではないという考え方が浸透してきて、不登校に関する理解が深まってきて、広がってきて、登校への考え方が変わってきたという事実があります。どこにいてもいい世の中になってきている。色んなところで居場所の確保というところになってきています。フリースクールも遊ぶところのフリースクールもあれば、そこに勉強を入れているフリースクールもあります。学びを取り入れているような心のケアハウスのようなフリースクールは出席扱いとなっております。ですので、この第4次計画をつくるに当たって、まず不登校は悪いことではないとの認識を私たちが持つていく必要があります。そして一人ひとりの子どもがどのような姿になっていけばいいのか私たちは忘れてはいけないものだと思います。学校に行かないリスクはあると思います。友達のコミュニケーションやソーシャルスキル、辛いことを乗り越えて、非認知能力を高めていくなどは学校のような集団生活で得られるものだと思います。しかし、そうした学校生活が合わない子どももいるのも事実なので、色んなところにいる子どもたちが将来、社会的自立ができるのかという視点で一人ひとりをどういう風に育てていくのか考えていかなければいけないと思います。上手いかない子は自己肯定感が低いとか、自己有用感、自己存在感が低くなったとか。子どもがそうした力を高めることができるように計画をつくっていかなければいけないのかなと思います。

もう1点ですが、宮城県教育委員会では今「不登校」という言葉を使わないようにしています。資料中の第4次計画の記載は国の資料で使用している表現なので言い換えることはできませんが、例えば令和5年度の実施状況の資料の義務教育課の記載では「学校に登校していない」と言い換えています。場面ごとに「不登校児童生徒」という表現を「学校に登校していない児童生徒」に言い換えるようにしています。これは子どもたちから不登校という言葉にネガティブなイメージがあり、辛いと言われたことがあります。第4次計画策定の際には表現について参考にしていただければと思います。

市瀬会長

重要な考え方をお示しいただいたと思います。教育機会確保法によって学びの場というのが学校の場合にとどまらず非常に多様な場について認められるようになってきているということと第4次計画においてどのような子ども像を目指すのか。それをはっきりさせないと学校に行かないのはだめという評価になってしまうということで第4次計画においても表現などに気をつけつつ十分に検討させていただければと思います。それに関しまして他にありましたらお願いします。

秋田委員

今の話を伺って本当にその通りだなと思いました。昔は登校拒否という表現だったのですが、登校を拒否しているのか、それとも行きたいけど行けないのか。そして不登校という表現の捉え方も、周りとの違いをはっきり区別する言葉のように伝わるかもしれません。学校へ登校していない児童生徒という表現のほうが配慮されているように感じます。ただ親御さんの捉え方で、安易に学校へ行かなくても良いと捉えてしまうとどうしたらよいものかと思ってしまいます。最終的にはそのお子さんが将来自分の人生を幸せに生きていくことが目標だと思います。自宅で時間を過ごせるのに退屈しないツールがたくさんある中で、学校とは簡単に行かなくていいものではなくて、親御さんも支援者も単

に登校を促すのではなく、お子さんのどうしても学校に足が向かない理由があると思いますので、理由を聞き出す前に心の中をしっかりと受け止めてあげることが大切だと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。短い時間ではありましたが、皆様から貴重な御意見をいただけたと思います。時間になりましたので、もし御意見お持ちの方は、配付されている様式に記入いただきまして、事務局で御提出いただければと思います。

それでは「その他」ですが、特になければ進行を事務局にお返ししたいと思います。

司会

市瀬会長、議長をお務めいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。